

上越市森林整備計画の案に対する意見の要旨及び当該意見の処理結果について

(計画期間：令和8年4月1日から令和18年3月31日)

(縦覧期間：令和8年2月4日から令和8年3月7日)

計画事項	意見の要旨	当該意見の処理の結果
Ⅱ. 森林施業の方法に関する事項等	<p>主伐方法や木材生産林の区域設定、路網整備の考え方等において、「急傾斜地」や「災害の発生のおそれのある森林」を施業対象から事実上外しているため、本市の森林の大部分が十分に活用・管理されないおそれがあります。</p>	<p>ご意見の災害の危惧について、本計画では「急傾斜地」や「災害の発生のおそれのある森林」等は災害防止等の公益的機能の観点から一定の基準以上の主伐を制限する区域を設定しており、施業対象から除外はしておりません。市としましては、引き続き間伐など適切な保育事業に取り組んでまいります。</p>
	<p>他市町村での事例や、林野庁による交付金の創設を踏まえ、当該区域において自伐型林業を導入・支援する方針を明記することを要望します。</p>	<p>自伐型林業の導入・支援については、本計画における登載項目ではないため、明記いたしません。</p>